

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)【総論解説】

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「**予測困難な時代**」
- 社会全体の**デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】

新学習指導要領の着実な実施

学校における働き方改革 GIGAスクール構想

【成果】

国際的にトップクラスの学力	子供たちの多様化	情報化への対応の遅れ
学力の地域差の縮小	生徒の学習意欲の低下	少子化・人口減少の影響
規範意識・道徳心の高さ	教師の長時間労働	感染症への対応

【今日の学校教育が直面している課題】

「正解主義」や「同調圧力」への偏りからの脱却

一人一人の子供を主眼にする学校教育の実現

「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる／新しい時代の学校教育の実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／

子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用

教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加

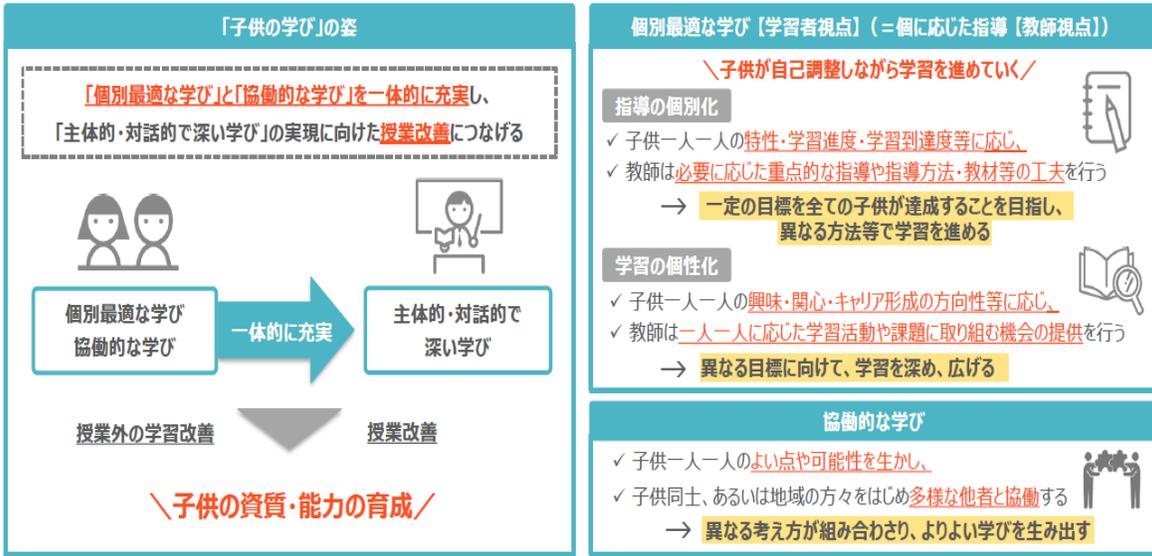
子供の学びや教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して (令和3年1月26日 答申)

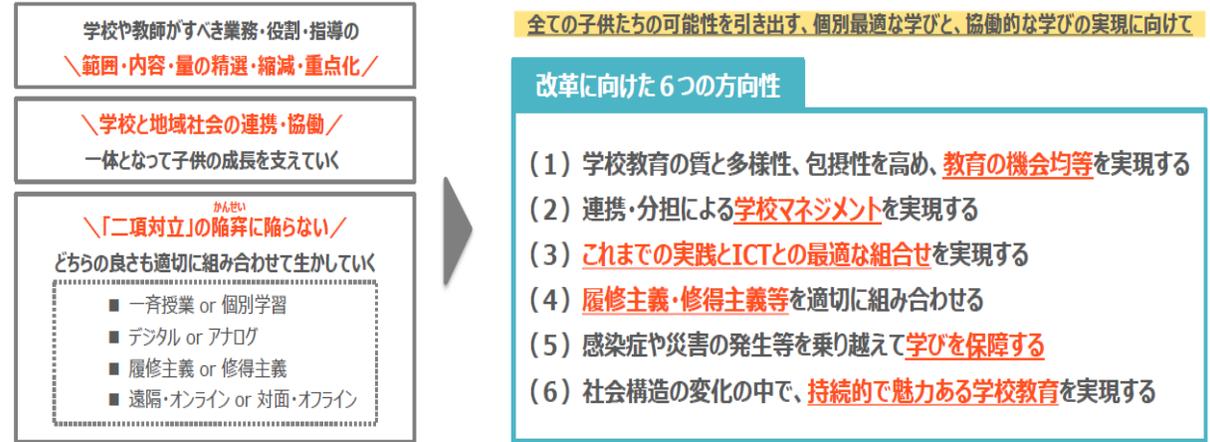
「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について



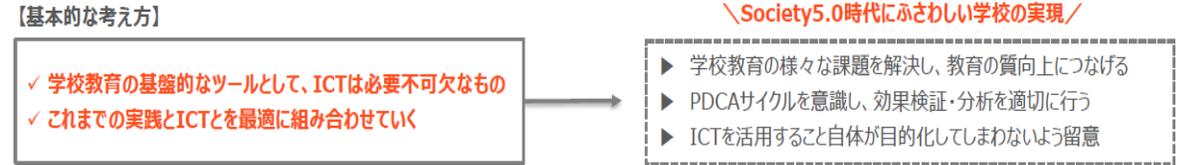
各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育	高等学校教育
<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、<u>質の高い教育が提供されている</u> ■ 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、<u>全ての幼児が健やかに育つことができる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、<u>社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている</u> ■ <u>多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている</u> ■ 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている
義務教育	特別支援教育
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている ■ 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、<u>地域の構成員や主権者としての意識が育まれている</u> ■ 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、<u>全ての生徒たちが適切な教育を受けられる環境整備</u> ■ 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備 ■ 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、<u>連続性のある多様な学びの場の充実・整備</u>

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方



(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用	(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上	(3) ICT環境整備の在り方
<ul style="list-style-type: none"> ■ ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する ■ 特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う <p>#端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」 #ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教員養成・研修全体を通じ、教師に必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する ■ 教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核としての役割を果たす <p>#ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上 #指導ノウハウの収集・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ GIGAスクール構想により配備される端末は、クラウドにアクセスし、各種サービスを活用することを前提 ■ 各学校段階(小・中・高)における1人1台端末環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる <p>#デジタル教科書・教材の普及促進 #教育データの利活用 #ICT人材の確保 #校務効率化</p>

「未来の東京」戦略 2022

(令和3年3月 策定, 令和4年2月 バージョンアップ)

「未来の東京」戦略 version up 2022 目次

01 「未来の東京」戦略を実行する …… 3

- ✓ 「未来の東京」戦略を実行する …… 4
 - ✓ 政策をバージョンアップする6つの切り口 …… 7
 - ✓ 東京2020大会の成果と状況変化を踏まえ、 …… 6
 - ✓ 「サステナブル・リカバリー」の取組を推進 …… 8
- 政策をバージョンアップ

02 TOKYO2020の成果を未来へつなぐ …… 11

03 6つの切り口で政策をバージョンアップ …… 31

- ① 安全安心：都民の命と生活を守る基盤「危機管理」 …… 33
- ② **共生社会：バリアフリー「段差のない社会」** …… 49
- ③ グリーン&デジタル：自然と共生した持続可能な都市 …… 65
- ④ グローバル：世界から選ばれる金融・経済・文化都市 …… 77
- ⑤ チルドレンファースト：子供の目線からの政策展開 …… 95
- ⑥ 都政の構造改革：シン・トセイの加速 …… 111

04 みんなでつくる「未来の東京」 …… 117

- ✓ 「多摩・島しょ振興戦略」の更なる推進に向けて …… 118
- ✓ 区市町村との連携を更に深めていく …… 128
- ✓ オールジャパン連携の推進 …… 124
- ✓ 「未来の東京」戦略の推進に向けた取組 …… 130
- ✓ SDGsの目標で政策を展開する …… 126
- ✓ デジタルを活用した都民意見アンケート …… 131

※ 「未来の東京」戦略 version up 2022 は、令和3年3月に発出した「未来の東京」戦略と一体として、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第9条第1項にいう「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

② 共生社会

大会の経験を未来につなぎ「インクルーシブシティ東京」を実現する

戦略6
共生社会 ver.up

- あらゆる施策の多様性と包摂性を一層高め、誰もが持てる力を存分に発揮し、自分らしくいきいきと活躍できる社会を構築

誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

- 性的マイノリティのパートナー関係を届け出たことを証明するパートナーシップ制度を導入
- 外国人等へ向けた地域における日本語教育推進体制の構築を支援
- 「若ナビα」の相談時間延長など若者のニーズを捉え、相談者にとって利用しやすい環境整備を推進
- 障害者(児)や家族等の緊急事態にも対応できる地域生活支援拠点の整備を促進
- 高齢者・障害者・子育て世帯の特性に応じた住宅供給促進のため、東京ささエール住宅の設備改善費補助を新設

「東京都オリンピック憲章」にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定

LGBTQ を公表する選手が過去最多

女性選手の割合が過去最高

東京2020大会で実感した「共生社会」

一人ひとりに寄り添った就労支援

- 障害者向けの就労支援イベントを開催し、障害者と企業のマッチング機会を創出
- ソーシャルファームの認知度向上のため、様々な媒体を活用した普及啓発を強化
- 「KURUMIRU(くるみる)」商品のインターネット通販を開始し、福祉施設の自主製品の販売を促進
- 知的障害特別支援学校の職能開発科の設置数を拡大(2023年度：青鳥特別支援学校)

開閉式では多様な人々が躍動

都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育

みんなのアクションにつなげる

- 「ヒューマンライツフェスタ」インクルーシブをテーマに各局施策とも連動させたイベントに再構築し、大会理念を継承する象徴的な取組として展開
- 「学校2020レガシー」オリンピック・パラリンピック教育の国際交流やボランティア活動など、体験や活動を重視した取組を継続・発展

みんなが一緒に楽しめる場を創出

- 「TURN」を発展させ、アーティストと福祉施設の利用者・施設スタッフ等が共創でプログラムを開発
- 「バラスポーツ月間(仮称)」を定め、バラスポーツ体験やエキシビジョンマッチの観戦機会など、誰もが楽しめる取組を推進

インクルーシブな公園を都内に広げる

- 障害の有無に関わらず遊べる、ユニバーサルデザイン遊具を備えた公園を拡大
- ユニバーサルデザイン遊具の利用促進と普及・啓発を目的とした、定期イベントを開催
- 取組を広く周知するため、HPを立ち上げ、他自治体と連携して情報を発信

緑公園「みんなのうたび」

学びの場でのインクルーシブを推進

- 障害のある児童・生徒への支援を強化
 - ✓ 教室数の確保に向け、特別支援学校の新設、増設を推進(2022年度：立川学園開設)
 - ✓ 特別支援学校における医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援のため、看護師を同乗させた専用通学車両の運行を拡充
- 外国人生徒への日本語指導を充実させるため、高等学校版の教員向け指導ハンドブックを作成
- 都立高校において、入学選抜の男女合同選抜への移行や、制服上下等の組み合わせの自由選択を推進

3か年のアクションプラン (主要)

具体的な取組 (主要)	2021年度末 (見込み)	年次計画		
		2022年度	2023年度	2024年度
パートナーシップ制度の導入	制度設計	制度導入	制度を運用	
インクルーシブな公園の整備・活用	・都立府中の森公園で整備完了 ・区市町村補助制度開始 ・整備ガイドライン公表	定期イベントを開始 (緑・府中の森)	定期イベントを継続開催	遊具更新等に伴う新規整備の検討・設計・工事 / 区市町村への技術的・財政的支援

「未来の東京」戦略 2022

(令和3年3月 策定, 令和4年2月 バージョンアップ)

「未来の東京」戦略 version up 2022 目次

01 「未来の東京」戦略を実行する 3

- ✓ 「未来の東京」戦略を実行する 4
- ✓ 政策をバージョンアップする6つの切り口 7
- ✓ 東京2020大会の成果と状況変化を踏まえ、 6
- ✓ 「サステナブル・リカバリー」の取組を推進 8
- 政策をバージョンアップ

02 TOKYO2020の成果を未来へつなぐ 11

03 6つの切り口で政策をバージョンアップ... 31

- ① 安全安心：都民の命と生活を守る基盤「危機管理」 33
- ② グローバル：世界から選ばれる金融・経済・文化都市 77
- ③ 共生社会：バリアフリー「段差のない社会」 49
- ④ チルドレンファースト：子供の未来から市政の発展 95
- ⑤ グリーン&デジタル：自然と共生した持続可能な都市 65
- ⑥ 都政の構造改革：シン・トセイの加速 111

04 みんなでつくる「未来の東京」 117

- ✓ 「多摩・島しょ振興戦略」の更なる推進に向けて 118
- ✓ 区市町村との連携を更に深めていく 128
- ✓ オールジャパン連携の推進 124
- ✓ 「「未来の東京」戦略」の推進に向けた取組 130
- ✓ SDGsの目標で政策を展開する 126
- ✓ デジタルを活用した都民意見アンケート 131

※ 「「未来の東京」戦略 version up 2022」は、令和3年3月に発出した「「未来の東京」戦略」と一体として、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第9条第1項にいう「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

④グローバル

多様で柔軟な働き方の実現や、リカレント教育を強力にサポートする

戦略5
働き方 ver.up

スキルアップ・キャリアチェンジ等の可能性をひろげる社会人教育を充実

学び直しのヒントを提供し、深い学びへつなげるためのポータルサイト「東京リカレント（仮称）」2022年3月末開設予定

都民の「学びたい」ニーズに応え、多様な教育コンテンツを掲載

- ミニッツ動画の例
- 最先端技術
- 情報セキュリティ
- 起業・創業
- 芸術・カルチャー
- 東京の歴史・文化
- 経済・経営
- 金融工学
- ものづくり
- 就業・ビジネススキル
- 生物・科学
- 語学・教養

※東京リカレント（仮称）画面イメージ

連携

- 区市町村等が実施している学び直しにつながる施策や講座等

学び直しのヒントを提供し、深い学びへつなげるためのポータルサイト「東京リカレント（仮称）」2022年3月末開設予定

- ミニッツ動画等の視聴をきっかけに、さらに深い学びへ誘導
 - ✓ リスキルの重要性等を説明する動画を配信し、学び直しの気運を醸成
 - ✓ 有識者等が専門的な内容を分かりやすく解説するミニッツ動画を配信
- 東京都のリカレント教育に関する幅広いコンテンツを掲載
 - ✓ 都や都立大等が展開する学び直しに資する講座等の情報を分野別にわかりやすく紹介
 - ✓ 希望する講座等の情報を簡単に探し出せるような検索機能を導入
- DX活用によりサイトの情報鮮度を維持
 - ✓ ポータルサイトに掲載している都立大等の講座情報を自動的に収集する機能を導入し、講座情報を定期的に更新

学び直しに資する都の関連施策 -より深い学びへ誘導-

<p>英語学習</p> <p>視聴者が復習から発展的な学習内容まで、習熟度や興味・関心に応じて学べる英語動画教材を、TOKYO ENGLISH CHANNELウェブサイト提供</p>	<p>プレミアム・カレッジにおけるシニア教育（都立大）</p> <p>「首都・東京をフィールドに学ぶ」をテーマとした独自のカリキュラムにより、歴史や心理学、土木工学、栄養学等の幅広い科目を提供</p>	<p>スキルアップ・キャリアアップ講習</p> <p>スキルアップや資格試験受験対策等のため、キャリアアップ講習を実施。DX関連の講座を拡充</p>
<p>起業・創業（都立産技大）</p> <p>起業に関心のあるシニア層を対象に、必要な知識やスキルを短期間で習得できるシニアスタートアッププログラムを実施</p>	<p>ものづくり（都立産技高専）</p> <p>技術者を対象に、AI技術等をIoT機器に実装し、医療機器開発に応用できるスキルを身に付けられる匠工連携ビジネスプログラムを実施</p>	<p>成長産業分野等におけるキャリア形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格の取得や成長分野等のスキルの習得のためのeラーニングと合わせて、職業紹介等の就職支援を一体的に実施 DX人材の育成に向け、企業の課題を踏まえた従業員のリスティング計画の策定からDX講習まで一体的な支援を実施
<p>データサイエンス（都立大）</p> <p>社会人等を対象に、AIやデータサイエンスが学べる講座を提供【2022年度～】</p>	<p>情報セキュリティ等（都立産技高専）</p> <p>エンジニアや学校教員、中小企業の経営者など様々な層を対象に、情報セキュリティ等に関するスキルアップ・キャリアチェンジを支援</p>	<p>生涯教育（都立大）</p> <p>オープンユニバーシティにおいて、歴史・文学等の文化探求や外国語、科学など様々な分野の公開講座を幅広く提供</p>

3か年のアクションプラン（主要）

具体的な取組（主要）	2021年度末（見込み）	年次計画		
		2022年度	2023年度	2024年度
東京リカレント（仮称）プロジェクト	ポータルサイトを構築	動画コンテンツ等を拡充	動画コンテンツ等を拡充、利用者の声を踏まえた機能の拡張	区市町村等との連携

「未来の東京」戦略 2022

(令和3年3月 策定, 令和4年2月 バージョンアップ)

「未来の東京」戦略 version up 2022 目次

01 「未来の東京」戦略を実行する …… 3

- ✓ 「未来の東京」戦略を実行する …… 4
- ✓ 政策をバージョンアップする6つの切り口 …… 7
- ✓ 東京2020大会の成果と状況変化を踏まえ、 …… 6
- ✓ 「サステナブル・リカバリー」の取組を推進 …… 8
- 政策をバージョンアップ

02 TOKYO2020の成果を未来へつなぐ …… 11

03 6つの切り口で政策をバージョンアップ …… 31

- ① 安全安心：都民の命と生活を守る基盤「危機管理」 …… 33
- ② グローバル：世界から選ばれる金融・経済・文化都市 …… 77
- ③ 共生社会：バリアフリー「段差のない社会」 …… 95
- ④ **⑤ チルドレンファースト：子供の目標への政策展開 …… 95**
- ⑥ グリーン&デジタル：自然と共生した持続可能な都市 …… 65
- ⑦ 都政の構造改革：シン・ドレイの加速 …… 111

04 みんなでつくる「未来の東京」 …… 117

- ✓ 「多摩・島しょ振興戦略」の更なる推進に向けて …… 118
- ✓ 区市町村との連携を更に深めていく …… 128
- ✓ オールジャパン連携の推進 …… 124
- ✓ 「未来の東京」戦略の推進に向けた取組 …… 130
- ✓ SDGsの目標で政策を展開する …… 126
- ✓ デジタルを活用した都民意見アンケート …… 131

※ 「未来の東京」戦略 version up 2022 は、令和3年3月に発出した「未来の東京」戦略と一体として、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第9条第1項にいう「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

⑤チルドレンファースト

DXや社会の力を一層活用し、新たな「東京型教育モデル」を強化する

- デジタル技術と外部人材の更なる活用により、子供たち一人ひとりの状況に合わせた多様な学びの充実と、新しい時代を切り拓く人材育成の一層の推進を図り、新たな「東京型教育モデル」を強化

新たな東京型教育 モデル バージョンアップの全体像

～個性や能力に向き合いきめ細かくサポート～

東京の強みを活かし、子供目線を大切にする「学び」への転換

<p>教育のデジタル化</p> <p>一人1台端末を表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都立学校において、一人1台端末の実現に向けた補助等を実施 * 私立高校においても補助制度等を整備 ✓ TOKYOデジタルリーディングハイスクール事業により、学習履歴等のデータ分析・活用等を研究 	<p>外部人材を活用</p> <p>「社会の力」を活用した教育を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 授業支援プログラムの開発・実施のため、専門高校等に協力企業等の人材を派遣 ✓ 小学校の外国語活動や体育等の授業で、外部人材を特別非常勤講師として活用 	<p>小学校教科担任制</p> <p>教科担任制を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 小学校教科担任制等推進校において、理科・体育について専科教員が授業を担当 ✓ 他の教科は、学級担任による授業交換等を実施 	<p>教員の資質向上</p> <p>教員研修を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 動画研修やオンライン研修の拡充により質の高い研修と教員の働き方改革を両立
<p>一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす学び</p> <p>Society 5.0時代の人材育成</p> <p>都立高校初級理数科を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 理数系分野において幅広い素養を持ち、新しい価値を生み出す人材を育成するため、「創造理数科」を立川高校に設置 <p>理数教育プログラムを充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 理数探究プログラムを構築し、理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を実施 ✓ 理数分野に得意な才能を持つ生徒に対する高度な理数教育プログラムを構築 <p>子供・若者の起業家精神を醸成</p> <p>起業家教育プログラムの策定を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各小中学校における起業家教育プログラムの策定・実施を支援 	<p>一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす学び</p> <p>グローバルに活躍できる人材を育成</p> <p>公立として全国初の小中高一貫教育を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 立川国際中等教育学校に附属小学校を開校 <p>新たな体験型英語学習施設を開校</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多摩地域における体験型英語学習施設を開校 <p>実践的な英語学習を体験できる機会を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 島しょの児童・生徒が学校にないから英語学習できる、VRを活用したバーチャルによるTGG特別プログラムを構築・提供 <p>高大連携教育プログラムを推進</p> <p>様々な分野に特色・強みをもつ大学との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都立大、東京農工大、電気通信大、東京学芸大と連携し、教育プログラムを実施 	<p>誰一人取り残さないきめ細かな教育</p> <p>社会全体で子供を支える</p> <p>チャレンジスクールを新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 不登校や中途退学を経験した生徒等に多様な学びの場を提供するため、小台橋高校（足立地区チャレンジスクール）を開校 <p>奨学金を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都立高校生等の一人1台端末の購入を支援するため、給付型奨学金を拡充 <p>聴覚障害特別支援学校の情報保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 聴覚障害特別支援学校において、デジタル式の集団補聴システムを導入 <p>医療的ケア児への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別支援学校の医療的ケア児童・生徒の通学支援のため、看護師を同乗させた専用通学車両の運行を拡充 	<p>誰一人取り残さないきめ細かな教育</p> <p>自ら考える探究的な学びを展開</p> <p>都立高校等における探究的な学びを充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「探究的な学び」において、一人ひとりに応じたよきめ細やかな指導を充実するため、大学院生等を探究アドバイザーとして派遣 ✓ 東京都の面積の4割を占める森林や重要な産業である林業等の探究学習を推進 ✓ コンソーシアムにおいて、指定校を中心とした大学、企業等との連携により、地域探究活動を推進し、成果発表会等を開催 <p>幼小連携プログラムを展開</p> <p>区市町村との共同研究を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 荒川区・福生市・国立市と連携し、認知的な能力・非認知的な能力・教育と福祉の連携について、共同研究を実施

3か年のアクションプラン（主要）

具体的な取組（主要）	2021年度末（見込み）	年次計画		
		2022年度	2023年度	2024年度
「社会の力を活用した教育」を実現するための授業支援	—	協力企業募集関係準備	高校等での実施	協力企業登録
10 都立高校等における探究的な学びの充実事業	—	全都立高校で外部人材を活用した探究活動実施	全都立高校で外部人材を活用した探究活動を充実	

「未来の東京」戦略 2022

(令和3年3月 策定, 令和4年2月 バージョンアップ)

「未来の東京」戦略 version up 2022 目次

01 「未来の東京」戦略を実行する …… 3

- ✓ 「未来の東京」戦略を実行する …… 4
- ✓ 政策をバージョンアップする6つの切り口 …… 7
- ✓ 東京2020大会の成果と状況変化を踏まえ、 …… 6
- ✓ 「サステナブル・リカバリー」の取組を推進 …… 8
- 政策をバージョンアップ

02 TOKYO2020の成果を未来へつなぐ …… 11

03 6つの切り口で政策をバージョンアップ… 31

- ① 安全安心：都民の命と生活を守る基盤「危機管理」 …… 33
- ② 共生社会：バリアフリー「段差のない社会」 …… 49
- ③ グローバル：世界から選ばれる金融・経済文化都市… 77
- ④ グリーン&デジタル：自然と共生した持続可能な都市… 65
- ⑤ 都政の構造改革：シン・シティの加速… 111
- ⑥ 子どもの未来：子ども目線からの政策展開… 95

04 みんなでつくる「未来の東京」 …… 117

- ✓ 「多摩・副都心振興戦略」の更なる推進に向けて… 118
- ✓ 区市町村との連携を更に深めていく… 128
- ✓ オールジャパン連携の推進… 124
- ✓ 「未来の東京」戦略」の推進に向けた取組… 130
- ✓ SDGsの目標で政策を展開する… 126
- ✓ デジタルを活用した都民意見アンケート… 131

※ 「未来の東京」戦略 version up 2022 は、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略」と一体として、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第9条第1項にいう「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

● 子どもたちのステージに応じて、多様なサポート体制や学習の機会を確保するとともに、障害のある児童・生徒への学びに向けた支援を強化

心の悩みや生涯の健康に関する支援を強化

中・高校生対象

SNSを活用した相談対応

- ✓ 都内在住又は在学（国公立学校）の中高校生等の子供本人を対象に、午後3時から午後11時までSNSを活用した相談対応を実施
- ✓ 長期休みなどは回線数を増やして対応

高校生対象

スクールカウンセラーによる相談体制を充実

- ✓ スクールカウンセラーに対し助言を行う、知識・経験が豊富なシニア・スクールカウンセラーを配置し、カウンセリング体制を充実【2022年度本格実施】

小・中学生対象

「家庭と子供の支援員」を配置

- ✓ 民生・児童委員や退職教員、心理学系大学生等を小・中学校に配置し、児童・生徒や保護者からの相談に対応

小・中学生対象

教育支援センターへの支援を拡大

- ✓ 区市町村が設置する教育支援センターの新規設置や機能強化の支援を拡充

生涯の健康に関する理解促進・相談支援を教育・福祉が連携して推進

- ✓ 中高生等の思春期特有の健康上の悩み等について、相談の実施方法や医療機関との連携、受診支援に向けた取組を実施
- ✓ 都立高校等を対象に、生涯を通じて自らの健康を管理・改善していくための資質・能力の育成を目指し、産婦人科医と連携した公開授業等の実施や、性に関する悩み等を相談できる窓口の新設など、希望する生徒に適切な支援を実施

インクルーシブな教育を推進

小・中・高校生対象

特別支援学校に通う児童・生徒への支援強化

- ✓ 保護者付き添い期間の短縮化を推進するため、特別支援学校入学予定者に対して、医療的ケアの実施に向けた一連の手順を入学前から着手
- ✓ 校内医療的ケア児童・生徒の通学支援のため、看護師を同乗させた専用通学車両の運行台数を拡充
- ✓ 肢体不自由の児童・生徒の通学時の乗車時間を一層短縮するため、スクールバスの運行本数の増加やルートを見直し

小・中・高校生対象

デジタル技術の活用を推進

- ✓ 聴覚障害特別支援学校において、デジタル式の集音補聴システムを導入し、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に合わせた最適な情報保障を実現

小・中学生対象

通常学級への支援員配置を促進

- ✓ 小中学校への特別支援教育支援員の配置を促進するため、区市町村に対する補助要件を緩和
- ✓ 新型コロナで財政状況が厳しい区市町村が円滑に支援員を配置できるように、補助率拡大の特例措置を延長

高校生対象

職業教育・就労支援を強化

- ✓ 知的障害特別支援学校における職業開発科の設置数を拡大
【2023年度】青島特別支援学校
【2024年度】練馬特別支援学校
南多摩地区特別支援学校
- ✓ 民間人材等と連携した「職場定着（就労移行支援）チーム」を編成し、企業就労した卒業生の職場定着を支援

外国人児童・生徒への支援

- ✓ 来日間もない児童・生徒のために、東京の学校の文化や習慣について理解できるビデオ教材を作成
- ✓ 外国人生徒への日本語指導を充実させるため、教員向け日本語指導ハンドブック（高等学校版）を作成【2022年度】

多様な学びの環境を整備

高校生対象

奨学金支援を充実

- ✓ 都立高校生等の一人1台端末の購入を支援するため、給付型奨学金を拡充【2022年度】

小・中・高校生対象

バーチャルラーニングプラットフォームを構築

- ✓ 教育支援センターやフリースクール等と連携し、オンラインを活用した学習活動を実施できるよう、コンソーシアムを設立【2023年度設立予定】

高校生対象

都立通信制高校におけるデジタル活用

- ✓ デジタル活用による利便性の向上を推進するとともに、新設山吹高校において、Web学習コース（仮称）の運用を開始【2022年度】

高校生対象

チャレンジスクール※を開校

- ✓ 多様で特色ある教科・科目の選択を可能とする小台橋高校（足立地区チャレンジスクール）を設置【2022年度】

※不登校や中途退学を経験した生徒等を主に受け入れる総合学科・単位制・三部制（午前・午後・夜間）の学校。区部（足立区）、多摩地域（立川市・2025年度開校予定）に新たに設置

通級※の指導を充実

- ✓ 高等学校の教員向けに、通級指導において、発達障害のある生徒への支援方法を学べる動画を作成

※大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に合わせた特別の指導を特別な場で受ける指導形態

3か年のアクションプラン（主要）

具体的な取組（主要）	2021年度末（見込み）	年次計画		
		2022年度	2023年度	2024年度
多様な学習機会の確保	教育支援センター機能強化補助事業を実施	小台橋高校（足立地区チャレンジスクール）開校	教育支援センターへの支援（規模拡大）	～2025年度まで
医療的ケア児への支援	医療的ケア児の保護者付き添い期間の短縮化に向けた事業を実施	全校で事業を実施	本格実施に向けた取組を推進	～2025年度まで
			医療的ケアを要する児童・生徒のための専用通学車両を運行	

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画【概要】

～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～

第1部 第二次実施計画の基本的な考え方

第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定 [冊子P.3～11]

策定の背景

- 平成16年11月：東京都特別支援教育推進計画策定
- ◆ 13年間の長期計画（平成16年度～平成28年度）
 - ◆ 三次にわたる実施計画に基づき、全ての学校において特別支援教育を着実に推進

- 障害者権利条約の発効
- 障害者差別解消法の施行や発達障害者支援法の改正等、障害者に関する法律が整備 など

こうした障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育を更に推進するため、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定

東京都特別支援教育推進計画（第二期）

- ◆ 今後の都の特別支援教育の方向性を示す、計画期間11年間の長期計画（平成29～令和9年度）
- ◆ 併せて、具体的な取組等の内容を明らかにする5年間の第一次実施計画を策定（平成29～令和3年度）

- ◆ 基本理念
共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会に参加・貢献できる人間を育成

- ◆ 施策の方向性
基本理念の実現に向け、以下の方向性に沿って施策を推進

方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

第2章 第二次実施計画の策定 [冊子P.12～30]

1 東京都を取り巻く状況の変化

国の動向

学習指導要領の改訂

- ・ インクルーシブ教育システムの推進による学びの連続性の重視

GIGAスクール構想

- ・ 一人1台端末と通信ネットワークの一体的な整備

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」

- ・ 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

都の動向

「未来の東京」戦略

- ・ 共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現
- ・ 多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進

東京都教育施策大綱

- ・ 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出

東京2020大会の開催とオリンピック・パラリンピック教育のレガシー

- ・ 開催による共生社会への機運の拡大と、レガシーとしての教育活動の推進

2 第二次実施計画の策定の考え方

- ① 第一次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、更なる充実に向けた取組を一層推進
- ② 特別支援学校の在籍者数の将来推計の結果を踏まえて、都立特別支援学校の規模と配置の適正化などの取組を着実に推進
- ③ 社会状況の変化等に対応するため、次の3点の施策に重点的に対応

インクルーシブな教育の推進

医療的ケア児への支援の充実

デジタルを活用した教育の推進

全ての学びの場における特別支援教育を充実

障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立や社会参加を促進
⇒ 共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す

3 第二次実施計画の計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間

4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進

国の動向を踏まえつつ、引き続き適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進

① 都教育委員会

- ◆ 全ての公立学校における特別支援教育の充実のため、区市町村や学校の実態を踏まえつつ、最も効果的な方法により、様々な事業を展開
- ◆ 国の動向や考え方も踏まえつつ、施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育を一層充実

② 区市町村教育委員会

- ◆ 第二次実施計画の趣旨や施策の方向性を踏まえ、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子供が在籍するとの認識の下、特別支援教育を充実
- ◆ 発達障害のある子供への指導内容・方法の充実や、医療的ケア児を支援する実施体制の整備などが必要

③ 都立特別支援学校

- ◆ 障害のある子供一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させていくため、高い専門性を発揮できる指導体制を引き続き構築
- ◆ センター的機能の発揮により、地域の幼稚園や保育所、小・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援

④ 小・中学校及び都立高校等

- ◆ 小・中学校及び都立高校等に発達障害を含む障害のある子供が多数在籍する状況を踏まえ、指導・支援を一層充実
- ◆ 通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む過級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行う体制を整備

5 第二次実施計画における施策の体系

施策の方向性	施策	取組分野	個別事業
施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1)障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	第二次実施計画における個別事業
		(2)自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	
		(3)様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	
	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1)都立特別支援学校の規模と配置の適正化	
		(2)多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	
		(3)様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	
	3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	(1)都立特別支援学校の施設設備の充実	
		(2)特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	
	施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	
(2)小学校、中学校における発達障害教育の推進			
2 都立高校等における特別支援教育の充実		(1)都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	
		(2)都立高校等における発達障害教育の推進	
施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 デジタルを活用した教育活動の展開	(1)デジタルを活用した教育の充実	
		(2)デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	
	2 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1)幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	
		(2)責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	
	3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	(1)障害者スポーツを通じた教育活動の推進	
		(2)芸術教育の充実	
施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(1)大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置	
		(2)専門性の向上に向けた研修等の充実	
	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(1)特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上	
		(2)特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	
		(3)特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	
	3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	(1)一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	
(2)共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進			

東京都オリンピック・パラリンピック教育のレガシーについて

令和4年5月26日
教 育 庁

これまでの取組

<「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針>

- ①知識の修得にとどまらない**体験活動の重視**、②国内外の多様な団体との**ネットワークづくりの推進**、③**家庭や地域を巻き込んだ取組**
- 平成28年度から、都内全公立学校(約2,300校)で、年間35時間(週1回程度)、組織的・計画的に展開
- 5つの資質を子供たちに重点的に育成(ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚)



組織委員会や各家庭と安全 自治体や家庭と連携し、防 障者理解やボランティア活動
対策を講じた競技観戦 災訓練等の地域行事参加 と連携したバラスポーツ交流
パラ競技団体や近隣学校 トップアスリートによる 講演・体験教室
芸術・文化団体と 連携した音楽体験
在京大使館や国際交流 団体と連携した交流体験

東京2020大会の灯火を照らし続ける取組

令和4年度から、都内全公立学校は、6年間で培ったネットワークや
家庭・地域との連携を生かした体験活動を

「学校2020レガシー」

として教育課程に位置付け、共生社会に向けた取組を継続・発展

<< 学校の主な取組例 >>

- 【ボランティアマインド】 地域清掃や地域行事でのボランティア活動
- 【障害者理解】 パラリンピック競技や障害者スポーツの体験活動
- 【豊かな国際感覚】 在京大使館等との交流会、外国とのビデオチャット



共生社会の形成に向けて長く続く教育活動として根付かせ、「未来の東京」の担い手となる人材を育成

「学校2020レガシー」を継続・発展させていくための支援

◆ 教育課程への設定を支援

R3実施

- 「レガシーアワード校」の顕彰
 - ・ 6年間の取組内容や「学校2020レガシー」実施に向けた計画が秀逸な学校を顕彰
- 「レガシー報告会」の開催(動画配信)
 - ・ レガシーアワード校からの実践報告 ・ 「学校2020レガシー」設定の視点を指導
- 「レガシーボランティア活動」の実施
 - ・ 各校が設定したボランティア活動を実施(115校参加)

◆ これまでの取組をアーカイブ化・共有

R4公表

- 「オリパラ教育抄録(Moving FORWARD)」の作成
 - ・ 都教委や学校が実施した、6年間のオリパラ教育のまとめ
 - ・ 実践事例や動画をアーカイブ化
- ※別紙資料を参照

◆ 学校の継続した取組を支援

R4実施

- 「学校2020レガシー」の実施を支援
 - ・ 学校のニーズを把握し、支援内容を毎年度検討
 - ・ 地域等の協力確保に向け、「学校2020レガシー」の内容を公開
- 学校が実施してきた5つの資質の育成に向けた取組の継続支援
 - ・ 児童・生徒対象のボランティア情報の提供(ボランティアマインド)
 - ・ 「バラスポーツ指導者講習会」の継続(障害者理解)
 - ・ アスリートの派遣(スポーツ志向)
 - ・ 「文化プログラム・学校連携事業」の継続(日本人としての自覚と誇り)
 - ・ 大使館職員や姉妹校との交流を継続支援(豊かな国際感覚)
- NPO法人等と構築した「学習プログラム」の継続・発展
 - ・ 東京学校支援機構(TEPRO)サポートバンクへの登録

◆ 新たな取組による学校の支援

R4実施

- 大会関連イベント(大会1周年イベント)等への参画
 - ・ 庁内各局と連携し、オリンピック、パラリンピックの大会1周年イベント等の子供たちの参画や選手との交流機会を創出
- パリ大会への継承
 - ・ 子供たちの交流を通して本教育の取組等をパリの子供へ継承
 - ・ 姉妹校交流を支援するほか、新たな締結を促進
 - ・ 実践的な国際交流により、子供たちの豊かな国際感覚を育成
- 「大会関連映像資料」等の活用
 - ・ 大会の開催に向けた東京都の取組等を、映像資料として作成

運動部活動の地域移行に関する検討①

<提言> 令和4年6月

<今後の目指す姿>

学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生などのスポーツ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文科科学大臣決定）にもあるとおり、「スポーツ」は様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つ文化であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創ることを目指すべきである。その際、前述した運動部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるべきである。

運動部活動の地域移行は、単に運動部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様なスポーツの体験機会を確保する必要がある。このため、地域の実情等に応じ、適正なガバナンスを確保したスポーツ団体が組織化され、意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者やふさわしい施設を確保し、適正な活動時間の中で生徒が複数種目を選択し参加するなど多様な活動も提供されることを目指すべきである。地域におけるスポーツ振興により一層取り組む必要があり、国及び地方公共団体等において、運動部活動の改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ環境の充実を図る機会にしていくことが重要である。

～運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言より～

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要



※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題	意義	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。 ○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人> ○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増> ○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。
	これまでの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る ○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘 		
目指す	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。 ○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。 ○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供） 			
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする ○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途 (合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す) ○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識 			
課題への対応	新たなスポーツ環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保 	大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
	スポーツ団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討 	会費や保険	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
	スポーツ指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	学習指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルール策定 ・スポーツ団体等に管理を委託 		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる ICT活用の推進
- 主に 地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

教師の部活動に係る勤務状況（中学校）

- 中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期（H18.10.23～11.19）の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）
（出典）文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）」を基にスポーツ庁において作成

こども家庭庁の設置

(※「こども基本法」令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行)

<経緯>

「こどもや若者に関する施策については、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化及び児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である。

このため、今般、こども政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁設置法及び関係法律について所要の整備を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律を定めることとした。また、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であるこども基本法が定められた。」

令和4年6月22日

内閣官房こども家庭庁設立準備室長発出

こども基本法（令和4年法律第77号）概要 別紙3

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、
自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
○ こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 専業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- 年次報告（白書）
- こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

こども政策推進会議

- こども家庭庁にこども政策推進会議を設置。以下の事務を担当。
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

デジタル田園都市国家構想基本方針

(令和4年6月7日 閣議決定)

◆デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性<取組方針>

(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

④魅力的な地域をつくる

デジタル田園都市国家構想の実現のためには、将来の地域活性化の基盤となる子どもたちの教育の質を、**教育DX**を通じて全国どこでも向上させることが必要であり、教育の機会均等、学校における働き方改革、個別最適な学び等の観点から、誰一人取り残すことのない教育のためのGIGAスクール構想を進めることが重要である。

(3)デジタル人材の育成・確保

小・中・高等学校及び大学等における教育を通じて新社会人が**デジタルリテラシー**を確実に身に付けるようにするとともに、現役社会人に向けてはデジタルスキル標準を提示し、それに紐づくオンライン教育の提供等により、いつでも誰でもデジタルスキルを習得できる環境整備を行う。

◆各分野の政策の推進：「デジタル実装による地方の課題解決」

○多様な主体が参加する地方活性化<具体的取組>

d 社会教育を基盤とした地域活性化

・公民館、図書館などの社会教育施設の活用

⇒地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。
⇒地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。

e コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

⇒学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進等を図ることにより、我が国の将来を担う子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、まちづくりといった課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

～「デジタル田園都市国家構想基本方針」より抜粋

デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進。

- ▶ デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- ▶ 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとポトムアップの成長を推進する。**
- ▶ 国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援。特に、データ連携基盤の構築など国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む。地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)
→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化
※道府県別労働生産性格差
最大1.5倍(2018年)

デジタル実装を通じて、地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進

▶ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

(2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転機なき移住」の推進(2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置)、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育(教育DX)、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援(地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開)等

▶ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

- 2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の海底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。
- ①デジタルインフラの整備
 - ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
 - ③データ連携基盤の構築
 - ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
 - ⑤エネルギーインフラのデジタル化

デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、2026年度末までに230万人育成。「デジタル人材地域連携戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。
「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。
①デジタル人材育成プラットフォームの構築 ②職業訓練のデジタル分野の重点化 ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 ④デジタル人材の地域への還流促進

▶ 誰一人取り残されないための取組

- 2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。
- ①デジタル推進委員の展開
 - ②デジタル共生社会の実現
 - ③経済的事情等に基づくデジタルバйдの是正
 - ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
 - ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・機展開

(構想の実現に向けた地域ビジョンの提示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



【今後の進め方】

○デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)

・国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定。
・地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。